平成２７年（再イ）第８号
佐賀県伊万里市黒川町大黒川1495番地８
再生債務者　柳谷　早紀（旧姓江口）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月１日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（再イ）第４号
大分市賀来西２丁目３番36号（モンテ・ローザA102)
再生債務者　渡邉　恒徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再イ）第６号
北海道小樽市銭函３丁目186番地36
再生債務者　櫻庭　和人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第２１号
埼玉県飯能市美杉台３丁目２番地８
再生債務者　菱沼　英俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第３０号
大阪府南河内郡太子町大字山田230番地の５
再生債務者　川村隆太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２７年（再イ）第６号
宮崎市下北方町横小路5897番地23
再生債務者　平川　雅己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第３０号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2420番地の39
再生債務者　斉藤　　敦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第３１号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目2420番地の39
再生債務者　斉藤　美江
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月７日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１００号
横浜市南区永田東１丁目18番１―405号
再生債務者　野呂　博雪
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第４号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目216番地の20
再生債務者　林　　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月７日
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（再イ）第５３号
名古屋市瑞穂区玉水町２丁目56番地の１
再生債務者　三和印刷こと　三輪　浩司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月７日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第８３号
北海道江別市文京台東町８番地７リベルタ文京台105号室（住民票上の住所）函館市湯浜町５番27号
再生債務者　蛯名　義仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第１１号
青森市大字筒井字八ツ橋882番地
再生債務者　竹内　泰徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１２号
秋田市川尻新川町７番９号
再生債務者　谷　　真也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１８号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江上沼１番地40
再生債務者　岩田　逸美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第６号
三重県松阪市東町578番地２
再生債務者　久保テルヒコこと　クボセルジオテルヒコ（ＫＵＢＯ　ＳＥＲＧＩＯ　ＴＥＲＵＨＩＣＯ）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日　　津地方裁判所松阪支部

平成２７年（再イ）第７号
兵庫県小野市中町417番地の７
再生債務者　上道　明弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年９月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年９月８日　　神戸地方裁判所社支部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第37号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成27年９月４日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 27 年９月 24 日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1．承認番号　第Q158号
2．名称　オムロンヘルスケア株式会社
3．住所　京都府向日市寺戸町九ノ坪53番地
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計